

2014 年度 債権総論 1 レポート課題の講評

2014 年 6 月 17 日 (火)

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

目次

1. レポート課題.....	2
2. レポート課題のねらいと評価基準.....	2
(1) 債権の目的と債権の目的物との区別ができているか?.....	2
(2) 民法 419 条 2 項の修正と民法 422 条の修正との区別ができているか?.....	3
(3) 物権の目的と物権の目的物の区別ができているか?.....	3
(4) アイラック (IRAC) 形式に基づく, 論理的な文章表現力.....	4
3. レポート課題の解答例 (A4 版で 4 頁)	5
第 1 問の解答例.....	5
第 2 問の解答例.....	5
(1) 民法 419 条の修正とその問題点.....	5
(2) 民法 422 条の修正とその問題点.....	6
第 3 問の解答例.....	6
第 4 問の解答例.....	7

レポート作成の上で重要となるアイラック (IRAC) とは, 以下のような法律家の思考方法をいう。

法律家の思考方法としてのアイラック (IRAC)			
法的分析	Issue	問題となっている事実と論点とを発見する。	
	Rule	問題に適用すべき複数のルールを発見する。	
法的議論	A	Application	ルールの適用によって一つの仮の結論を導く。
		Argument	反対の結論を導き, それに基づいて議論する。
	Conclusion	議論を踏まえた上で, 説得的な結論を導く。	

1. レポート課題

債権の「目的」と「目的物」の違いについて、以下の項目についてレポート（A4版で4頁以内）を作成し、第7回目の講義までに提出すること（講評は11回目の講義で行う）。

1. 民法399条～419条までの範囲で、現代語化以前の民法の規定（旧条文）と現代語化された民法の規定（現行条文）を対比してみると、**旧条文が「債権の目的」と「債権の目的物」とを間違えて規定していた箇所がある**。その間違いの箇所をすべて指摘し、現代語化に際して、どのように改正されたのか、対照表を作成して明らかにしなさい。

2. 旧条文が、「目的物」を誤って「目的」としていた箇所について、「目的物」と修正せずに、**現行条文が、あえて、「目的」を維持しながら、誤りを訂正した箇所がある**。その理由は何か。

3. 物権については、目的と目的物の区別について改正がなされていない。例えば、民法343条（質権の目的）の質権の「目的」と、民法344条（質権の設定）の「目的物」とは、同じものを示しているはずである。それにもかかわらず、民法の起草者が、あえて、両者を「目的」と「目的物」とに区別した理由は何か。民法362条（権利質の目的等）の「目的」が何かを検討することを通じて、考察しなさい。

4. **債権や物権の「目的」と「目的物」との違いについて、自らの見解（私見）をIRACで簡潔に表現しなさい。**

2. レポート課題のねらいと評価基準

(1) 債権の目的と債権の目的物との区別ができているか？

債権（債務）の目的とは、「～すること」（作為）、または、「～しないこと」（不作為）、すなわち、**給付**である。このことは、債権が、「ある人が他の人に対して、給付を要求する権利である」という定義から導かれる結果である。これに対して、**債権の目的物**とは、債権の目的である**給付の対象**である。甲不動産の売買契約（双務契約）を例にとると、買主が請求できる**債権の目的**は、甲不動産（債権の目的物）の**所有権を移転すること**であり、売主が請求できる**債権の目的**は、**代金**（債権の目的物）を**支払うこと**である。

債権の「目的」というと、目標（aim）という意味と重なるため、しっくり来ないと感じる人は、債務とは、「～しなければならない（ought）」であり、その**目的語**である「～すること（to do）、しないこと（not to do）」が**債務の「目的」**であり、その（to do/not to do）目的語（**something**）が債務の「目的物」とあると考えるとよい。

民法の起草者（穂積、梅、富井）は、債権の目的と債権の目的物とを一応は区別しつつも、ある箇所（民法402条2項、419条1項）では、目的物と目的とを混同し、ある箇所（民法422条）では、目的物とすべきところを、自らが起草した民法85条に反することを恐れて、目的という用語を流用せざるをえないというジレンマに陥っていた。

このことを理解するならば、民法 402 条 2 項の現代語化において、旧条文の「債権ノ目的タル特種ノ通貨」という誤りが、「債権の目的物である特定の種類の通貨」と修正されたことを「正しい修正である」と評価すべきである。

(2) 民法 419 条 2 項の修正と民法 422 条の修正との区別ができているか？

民法 419 条 2 項の場合は、金銭債務の問題であるため、旧規定の「金銭ヲ目的トスル債務ノ不履行」を単純に「金銭を目的物とする債務の不履行」と修正することが可能であった。なぜなら、民法において、すでに「債権の目的物が金銭であるときは」（民法 366 条 2 項）という用語法が用いられているからである。したがって、民法 419 条 1 項の修正において、立法者があえて「債権の目的」という用語法を維持することにした理由は、後に続く「不履行」を重視したからである。しかし、金銭は有体物と考えられているのであるから、「債権の目的」を維持した理由として、「物は有体物に限定されている」ということを理由とすることはできない。提出されたレポートの多くが、この点について、誤りに陥っていたので、期末テストに向けて、誤った理解を修正する必要がある。

これに対して、民法 422 条の場合には、債権の対象に「物」だけでなく「権利」が含まれているために、民法 402 条 2 項の場合とは異なり、「債権の目的」という誤用を、「債権の目的物」と修正することが困難であった。この点、民法の旧条文の起草者（穂積、梅、富井）は、債権の対象が無体物の場合には、目的物とすることを断念して、安易に目的とするという方法を採用しているが、この方法では、目的と目的物とが混同することが避けられず、用語法として妥当とはいえない。したがって、民法の現代語化に際しては、混用されていた「目的」を維持しつつ、「支払」という用語を追加することによって、目的と目的物の区別を明確にする試みがなされた。後に述べるように、その結果、民法 422 条については、皮肉にも、条文の趣旨がうまく表現されなくなるという副作用を生じさせている。

(3) 物権の目的と物権の目的物の区別ができているか？

物権の目的については、その代表である所有権の冒頭条文（民法 206 条）において、所有権とは、「所有物の使用、収益及び処分をする権利」であることが規定されている。これを、制限物権を含めて一般化すると、物権の目的は、「目的物を使用、収益、または、処分すること」であるということが出来る。学生のレポートの中には、物権法における立法の過誤（民法 343 条）に影響されて、物権の目的（使用、収益、または、処分すること）と物権の目的物（対象物）とを区別できていないものが見うけられたので、この点は、しっかり確認する必要がある。

レポート課題との関係で、質権の例をとると、「質権の目的」とは、債務不履行の場合に、その目的物を処分して、その代価から優先弁済を受けることである。そして、「質権の目的物」とは、優先弁済権を受けるための対象であり、「動産質」、「不動産質」（質権総則も同じ）の場合には、有体物に限定される（権利質の例外については、次に詳しく述べる）。

ところで、民法の起草者（穂積、梅、富井）は、**物権の目的物**は有体物に限定されると考えていた。その理由は、もしも、無体物である債権も物権の目的物ということになると、債権の上の物権という概念が生じることになり、債権者とは、債権の所有者ということも可能となり、債権と物権の区別はなくなってしまうからである。このことを恐れた**民法の起草者**は、物権の目的物を有体物に限定することにし、その結果、**権利質については、物権ではない**と考えていた。

権利質は「動産質」、「不動産質」とは全く異なる別の権利であることを明らかにするため、民法の起草者は、権利質の最初規定である民法 362 条において、質権の総則を「適用する」とはせず、あえて「準用する」と規定している。つまり、**質権の総則は、一応、無体物を対象とする権利質を除外して規定されており、その上で、権利質にも、必要に応じて質権の総則等の規定が「準用」されることがあるとしたのである**（梅謙次郎『民法要義』（1896）438 頁）。したがって、質権の総則における質権の「目的物」は、動産と不動産とに限定することが可能であり、したがって、民法 344 条は、質権の対象について「目的物」という用語を用いることができたのである。

これに対して、民法の立法者が、民法 343 条において、質権の対象を「目的物」とせず、「目的」とした理由は、単なる文章表現の綾（アヤ）に過ぎない。なぜなら、**民法 343 条は、「譲り渡すことができない物」（有体物）が前提となっており、「譲り渡すことができない物」を「目的物」と表現すると、「物」という用語が重複してしまうため、あえて、「目的」としたと考えられるからである**。つまり、民法 343 条の場合も、実質的には、質権の「目的」ではなく、「目的物」についての規定であると考えられるのであるから、立法者が「目的」としたのは、理論的には、「目的物」の誤りであるということが出来る。

このように考えると、多くの学生のレポートに見られることであるが、**民法 343 条が、質権の対象を「目的」としている理由として、無体物を対象とする権利質を含むからだという解釈は、次の条文である民法 344 条が、質権の対象を「目的物」としていることと矛盾しており、誤りであることが分かる**。

(4) アイラック（IRAC）形式に基づく、論理的な文章表現力

まとめの文章をアイラック（IRAC）で作成するのが今回の最後の課題である。

この課題については、まだ、慣れていないので、厳密な形式である必要も、見出しに IRAC の文字を使う必要もない。しかし、アイラック（IRAC）の効用は、何を書くべきかが、形式から明らかになっており、その項目をその順序に従って書けば、きちんとした文章になるところにある。

今回のレポートでは、アイラック（IRAC）の形式を踏まずに、私見を書いている学生が多かったが、定期試験の論述問題では、アイラック（IRAC）に則って解答することを要求する問題を出題するので、アイラック（IRAC）の順序と内容をよく理解し、折に触れてアイラック（IRAC）で文章を書く練習をしておくのが望ましい。

3. レポート課題の解答例（A4版で4頁）

第1問の解答例

	現代語化前の条文	現代語化後の条文	変更点
民法 402 条② 金銭債権	②債権ノ目的タル特種ノ通貨カ弁済期ニ於テ強制通用ノ効力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ要ス	②債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。	目的 ⇒ 目的物
民法 419 条① 金銭債権の特則	①金銭ヲ目的トスル債務ノ不履行ニ付テハ其損害賠償ノ額ハ法定利率ニ依リテ之ヲ定ム但約定利率カ法定利率ニ超ユルトキハ約定利率ニ依ル	①金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。	金銭を目的とする ⇒ 金銭の給付を目的とする
(参考) 第 422 条 損害賠償による 代位	債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ権利ニ付キ当然債権者ニ代位ス	債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。	債権の目的たる物 又は権利の価額の全部 ⇒ 債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払

第2問の解答例

(1) 民法 419 条の修正とその問題点

民法 419 条 1 項の場合、旧条文は、「金銭ヲ目的トスル債務」としていた。「金銭」は、「債権の目的」ではなく、「債権の目的物」であるため、現代語化としては、「金銭を目的物とする債務」とすることができたはずである（民法 366 条 2 項，4 項参照）。ところが、現代語化においては、目的をそのまま維持しつつ、「給付」という用語を追加して、「金銭の給付を目的とする債務」と修正している。

この理由を解明するために、遡って、民法 402 条 2 項を見てみよう。現代語化以前の民法 402 条 2 項の条文は、「債権ノ目的タル特種ノ通貨」となっていた。

しかし、特殊の通貨は、債権の「目的」ではなく、債権の「目的物」である。したがって、現代語化によって、民法 402 条 2 項は、「債権の目的物である特定の種類の通貨」と正しく修正されている。

民法 402 条 2 項と民法 419 条 1 項とを比較した場合、金銭債権という共通の問題にもかかわらず、前者については、「債権の目的物」と修正され、後者については、「債権の目的」を維持した上で「給付」が追加されている。この理由は、前者の場合には、金銭債務の目的物（特定の種類の通貨）の取扱いに焦点が当てられているため「目的語」と修正され、後者については、金銭債務の目的（債務の不履行）が問題とされているため、「債権の目的」を維持したまま、「給付」という用語が追加されたのであろう。

(2) 民法 422 条の修正とその問題点

民法 422 条においては、先の民法 419 条の場合とは異なり、債権の目的物に焦点が当てられている。なぜなら、この条文の趣旨は、例えば、債権者が債務者に対して、目的物を寄託していたところ、債務者がその目的物を盗まれたため、債権者に損害賠償として、目的物の価額を賠償した場合に、損害賠償をした債務者は、債権者の有する権利を代位行使することができるというものだからである。

それにもかかわらず、この場合に、「債権の目的である物又は権利」という誤りについて、「債権の目的物である物又は権利」という修正が行われなかった理由は、「権利」は、無体物であって、有体物ではないからである。したがって、民法 422 条の修正においては、「目的」を維持したまま、「債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払」というように、「支払」という用語を追加することによって、誤りが修正されているのである。

ただし、この修正は、問題 4 で述べるように、民法 422 条の趣旨を分かりにくくするという副作用を生じさせている。この点については、第 4 問の箇所ですくしく検討する。

第 3 問の解答例

	質権の「目的」	質権の「目的物」
物権における目的と目的物との混同（立法の課題）	第 343 条（質権の目的） 質権は、譲り渡すことができない物をその目的とすることができない。	第 344 条（質権の設定） 質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。

物権とは、物を使用、収益、換価、または、処分する権利である（民法 206 条参照）。そして、質権は、「債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利」である。したがって、質権の目的は、債務者の債務不履行の際に、債権の担保として占有する「目的物を換価・処分し、優先的に弁済を受けること」である。

したがって、民法 343 条のタイトルは、「質権の目的」ではなく、「質権の目的物」の誤りであり、本文も、「質権は、譲り渡すことができない物をその目的物とすることができない」と修正されるべきである（立法の課題）。

もともと、民法 343 条の場合、「質権は、譲り渡すことができない物を」というように、「物」という用語が先に使われているので、「物を目的物とする」という重複表現を避けるために、民法の立法者は、「目的物」をあえて、「目的」と表現したとも考えられる。なぜなら、民法 343 条の場合、先に「物」という用語が使われているので、法文の表現方法としては、「目的物」の代わりに、「目的」としても、「目的物」であることが理解できるため、あえて、「目的物」と修正する必要はないともいえるからである（立法技術の問題）。

なお、民法 344 条は、「質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる」と、正しく「目的物」と表現しており、修正の必要性は全く存在しない。

第4問の解答例

I (争点) : 「債権の目的」は、「～すること」(作為), または、「～しないこと」(不作為), すなわち, 給付であり, 「債権の目的物」は, その給付の対象である。ところが, 民法の現代語化以前の旧条文においては, 「債権の目的物」に該当する場合について「債権の目的」とするという箇所が存在していた。

そこで, 民法の現代語化に際して, 旧条文における「債権の目的」という誤りが修正されたのであるが, その方法は単純ではない。なぜなら, 一方では, 「債権の目的」を「債権の目的物」と修正したものがあるが, 他方では, 「給付」や「支払」という用語を補うことによって「債権の目的」を維持したものがあり, 修正は複雑な様相を呈しているからである。このような修正における差はどこから生じたのか。これが, ここでの争点となる。

R (ルール) : 民法の現代語化に際して「債権の目的物」に該当する場合について, 「債権の目的物」へと変更されたのは, 民法 402 条 2 項であり, 直後に「給付」という用語を補うことによって「債権の目的」が維持されたのは民法 419 条 1 項であり, 離れた箇所に「支払」という用語を補うことによって「債権の目的」が維持されたのは, 民法 422 条である。

これらの条文の修正に当たっては, 「債権の目的」は, 給付であって, 給付の対象である「債権の目的物」とは, 区別されなければならないというルールとともに, 「物」とは, 「有体物」をいうという民法 85 条のルールが重要な役割を果たしている。

A (適用と議論) : **第 1 に**, 民法 402 条 2 項の場合には, 「債権ノ目的タル特殊ノ通貨」における「特殊ノ通貨」は有体物であるため, 「債権ノ目的」という誤りは, 単純に「債権の目的物」へと正しく修正されている。この点については, 問題は生じていない。

第 2 に, 民法 419 条 1 項の場合には, 旧条文では, 「金銭ヲ目的トスル債務」というように, 本来は「債権の目的物」とすべきところが「債権の目的」と誤って規定されていた。

この場合の債権の目的物は, 金銭という有体物であるから, 第 1 の場合と同様に, 「金銭を目的とする債務」と修正することが可能であった。ところが, 民法 401 条 2 項の場合とは異なり, 民法 419 条 1 項の場合, その直後に「給付」という用語を補うことによって, 「金銭の給付を目的とする債務」と修正されており, 「債権の目的」が維持されている。

しかし, 金銭債務については, 民法 363 条 2 項において, 「債権の目的物が金銭であるときは」という表現がなされていることを考慮するならば, 民法 419 条 1 項の修正においても, 「金銭を目的物とする債務」と修正することも可能であった。

第 3 に, 民法 422 条の場合には, 旧条文は, 「債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ」として, 債権の目的物に相当する「物又は権利」を「債権の目的」と表現していた。

この場合には, 「目的物」という表現に「物とは有体物をいう」という制約があるために, ジレンマが生じている。なぜなら, 一方で, 「物又は権利」は, 「～すること」という債権の目的とは異なるため, 「債権の目的」とすることもできないし, 他方で, 「物又は権利」には, 無体物を含むため, 「目的物」という表現を用いることもできないからである。

そこで、現代語化に際しては、「債権の目的」を維持しつつ、「物又は権利ノ価額ノ全部」の後に「支払」という用語を追加することによって、このジレンマを解消するという方法が採用された。そして、民法 402 条の条文は、「債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の**支払**を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する」と修正された。しかし、その結果、今度は、**条文の意味がわかりにくくなるという副作用が生じている**。なぜなら、民法 422 条は、例えば、寄託契約を想定して、寄託物が盗まれたり、消失したりした場合に、その目的物に代わるものとして「物又は権利の価額の全部を受けた」場合を想定しており、ここでの本来の「債権の目的」は、決して「代償物の支払」ではなく、「目的物の引渡し」だからである。

この点を考慮するならば、民法 422 条の現代語化は、「債権の目的」を素直に、「債権の目的物」へと変更し、「債権者が、損害賠償として、その債権の目的物である物又は権利の価額の全部を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する」とすべきであったと思われる。

もっとも、このような変更をすると、「物とは有体物をいう」（民法 85 条）との定義に反する結果となるが、「目的物」には、「有体物」および「無体物」が含まれると定義すること（解釈の変更）によって、民法の多くの箇所が生じている「目的物」を無理に「目的」とせざるをえなくなっているジレンマを脱することが可能であると思われる。

C（結論）：民法は、「債権の目的」と「債権の目的物」とを区別している。しかし、「債権の目的物」については、「物とは有体物をいう」（民法 85 条）との定義に囚われ過ぎて、「債権の目的物」とすべき箇所に「債権の目的物」を用いることができないという不都合が生じている。このことは、例えば、「債権譲渡」の場合を考えてみればよくわかる。なぜなら、債権は、「無体物」であるため、債権譲渡の「目的物」を「債権」であるとはいえないし、「債権の目的」は債権を移転することであるため「債権の目的」ともいうこともできないからである。このように、債権（1,000 兆円に及ぶ預金債権を含む）、金融商品、知的財産権（無体財産権）という無体物が重要な役割を果たしている現代において、「物」を有体物に限定することは、もはや時代に適合していないといわざるをえない。

したがって、解釈論としては、民法 85 条の「物」の定義とは別に、「目的物」の定義としては、「有体物」ばかりでなく「無体物」も含まれると解すべきである。

さらに一步を進めて、立法論としては、民法 85 条を「物とは、有体物又は管理可能な無体物をいう」と改正すべきである。そのことを通じて、目的物というべきところを無理に「目的」としている箇所（先に述べた「債権の目的」に関する民法 419 条 1 項、民法 422 条だけでなく、「物権の目的」とされている民法 434 条、362 条～366 条、369 条 2 項）のすべてについて、「目的」を「目的物」へと改正すべき時期に来ていると思われる。

現代社会において、有体物と同様に、むしろ、それ以上に重要性を増している無体物を正当に評価するという改正を経てこそ、民法は、「市民生活の基本法」としての地位を維持することができるものと思われる。